

株式会社 Play&Practice. 障害児通所支援事業所  
2023 年度 特定処遇改善加算についての配分ルールについて

経験・技能のある障害福祉人材の考え方 (A)

法人役員以外で、管理者兼児童発達支援管理責任者・管理者代行・主任の役職

他の障害福祉人材 (B)

週 4 日以上勤務で社会保険対象の支援員

その他の人材 (C)

上記以外の法人職員 今年度対象なし

賃金改善方法

次年度雇用契約継続者かつ社会保険加入対象者に対して、支給当該年度末に、一時金(賞与)として支給する。金額については、配分ルールの基準にのっとり支給を行う。

以上